



# 所得税の確定申告

## 市・県民税の申告などは

正しい申告をお早めにして  
**二月十六日から三月十五日まで**

今年も税金の申告シーズンになりました。所得税の確定申告、市・県民税の申告は、二月十六日から受付けますが、贈与税は二月一日から始まっています。申告期限はいずれも三月十五日です。期限が近づきますと窓口が混雑してきます。申告と相談はで

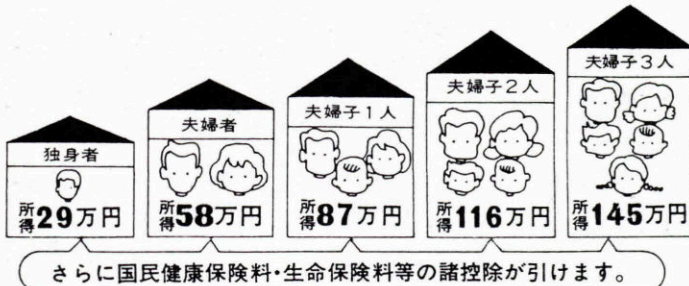
きるだけ早く済ませましょう。この申告によって、所得税は昭和五十六年分の税金が確定し、また、市・県民税は昭和五十七年度のみさんの税金を計算する重要な申告です。期限内に正しい申告を

### 所得税

#### 申告の必要な人

◇ 五十六年中に商業や製造業、医業、農業、漁業など事業を営んでいる人、または配当、地代、家賃、譲渡などの所得がある人で、所得の合計額が、基礎控除(二十九万九千円)、配偶者控除(二十九万九千円)、扶養控除(一人当たり二十九万九千円)などの控除の合計額を超える人は、必ず申告しなければなりません。

なお、昨年新しく開業された人や、昨年まで申告義務のなかった人は、もう一度下記の別表を参考にして所得を確かめてみてください。



◇ サラリーマン(給与所得者)の所得税は、年末調整によって精

### 主婦のパートと税金

最近ではパートタイムで働く主婦が多くなっています。パート収入と税金との関係は、次のようになります。

夫の所得から配偶者控除が受けられるのは、パートによる所得が二十九万円以下の場合です。

パート収入は、通常、給与所得になります。給与所得は、年収から給与所得控除(年収が百二十五万円までは、一律に五〇万円)を差し引いて求めますので、年収が七十九万円(月平均六五、八〇〇円)までなら配偶者控除が受けられます。

従って、パート収入が七十九万円を超えますと、夫の所得から配偶者控除が受けられないこととなります。

二カ所以上から給与をもらっている人。つきに主婦にいくらから税金がかかるかは、主婦自身にどんな所得控除が受けられるかによって違いますが、通常は納税者に一律に認められている基礎控除の二十九万円だけの場合が多いので、パートの年収が七十九万円を超えると所得税がかかります。

### 確定申告に必要な7つの書類

—これだけはお忘れなく—

- ① 申告書をお送りしている方は、その「申告書」と印鑑
- ② 給与などのある方は「源泉徴収票」
- ③ 雑損控除を受ける方は「被害を受けた住宅家財の明細書」
- ④ 医療費控除を受ける方は「支払った医療費の領収・明細書」
- ⑤ 生命保険料控除のある方は「保険料が一契約9千円超のものの証明書」
- ⑥ 損害保険料控除のある方は「支払保険料の証明書」
- ⑦ 住宅取得控除を受ける方は「登記簿謄本」「住民票の写し」「売買契約書」「住宅取得に係る融資額の償還金額等証明書」

### パート収入と所得

パートの年収	夫の所得から配偶者控除が	パート収入に所得税が
79万円以下	受けられる	かからない
79万円超	受けられない	かかる

### 所得税の確定申告の相談日は

- ◇ 相談日 2月16日から3月15日まで
  - ◇ 会場 長門税務署
  - ◇ 相談日 3月1日(月)
  - ◇ 会場 通 公民館
- ※受付は平日は午前9時から16時 土曜日は午前9時から11時まで。

かかるか、主婦自身にどんな所得控除が受けられるかによって違いますが、通常は納税者に一律に認められている基礎控除の二十九万円だけの場合が多いので、パートの年収が七十九万円を超えると所得税がかかります。

以上のことをまとめると、次のようになります。